

別記様式第1号(第四関係)

こ た き ち く か っ せ い か け い か く
小滝地区活性化計画

栃木県・大田原市

平成23年3月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	小滝地区活性化計画						
都道府県名	栃木県	市町村名	大田原市	地区名(※1)	小滝地区	計画期間(※2)	平成23年度～平成27年度

目 標 : (※3)

この地区の人口の減少や高齢化によって、農道畦畔の草刈りや水路の泥上げ等の農村資源の維持管理が困難になってきている。この農道を整備することにより、生産物の出荷量の増加及び輸送体制の確立による生産性と農業経営の向上を発現し、農業所得の増加、農業従事者の経営意欲の向上を図り、安定した農業経営の持続、展開をすることにより当地域の定住化を促進し、大田原市の農家戸数減少率5.2%(農林業センサス2000→2005)よりも抑えることを目標として、平成22年度農家戸数35戸(2005農林業センサス)から1戸減の34戸(農家戸数減少率2.9%)にとどめ、計画期間終了後の2015年農林業センサスのデータで確認する。

目標設定の考え方

地区の概要:

本地区は、昭和57年から平成5年にかけて県営圃場整備事業により生産条件整備が実施された地区である。近年は稲作を中心に大豆、麦等の複合経営のほか、地理的優位性を生かした首都圏農業が積極的に展開され、特に農道が整備されている近隣の金丸地区ではねぎ、にら、うど、トマトの栽培が盛んであり、比較的大規模な経営、協業化が進んでいる先導的な地区である。

現状と課題

この地区では、これまで稲作中心の農業が行われてきたが、米価の下落等により農業収入が減少してきている。近年、ねぎやトマトに転換してきている農家が少しずつ増えてきているが、当路線は砂利道であり、路面の凸凹が激しく、そこを通行して集出荷場へ運搬している作物は荷傷みによる品質の低下や塵害による人的手間など、農産物が良好に搬出できない等の課題が残り、園芸作物への転換に支障を来している状況にある。

今後の展開方向等(※4)

農業従事者の高齢化・後継者不足が進み地域活力が低下する中、農地の保全、基盤の整備、後継者の育成や農地の集約化等を推進して農業経済の安定化を図り、定住の促進による地域活性化を目指す。

具体的には、農道の整備を行うことによって、従来の機能が向上し、生産性の高い農業基盤を確立することにより、農業所得の増加、農業従事者の経営意欲の向上が図られ、安定した農業経営の持続、展開を促進する。

2 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第3号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
大田原市	小滝地区	基盤整備(土地改良施設保全)	大田原市	有	イ	H23

(2) 法第5条第2項第4号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

--

3 活性化計画の区域(※1)

狭原地区(栃木県大田原市)	区域面積(※2)	140ha
区域設定の考え方(※3)		
①法第3条第1号関係: 当該区域の総面積140haのうち農林地面積は116haで83%を占めている。また、区域内の就業者数280人のうち農業従事者の数は145人で全体の52%である。		
②法第3条第2号関係: 上記農業従事者145人のうち65歳以上が47人で32%を占めている当地区農業者の高齢化傾向からみて、活性化のためには基盤整備により生産性の高い農業を確立し、農業所得の増加、農業従事者の経営意欲を向上させることにより定住化を進めることが必要な区域である。		
③法第3条第3号関係: 農業振興地域であり、市街地を形成している地域は含んでいない。		

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

農業従事者の減少、高齢化、後継者不足が進んでいるが、農家戸数を微減に留め、その達成状況を計画期間終了後の平成28年度に2015年農業センサスの統計調査を基に確認する。

県においては、大田原市の評価内容について確認作業を行い、評価する。また、それぞれの評価内容の妥当性について、大田原市が第三者の意見を聴きその結果を公表する。